

令和8年1月

サンライフ笠岡利用者各位

笠岡市商工観光課長

サンライフ笠岡の使用料の改正について（お知らせ）

平素からサンライフ笠岡を御利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、サンライフ笠岡では、昨今の労務単価の上昇や物価の高騰により維持管理経費が増加傾向にあることから、使用料を改正させていただきました。

「教養文化室」及び「図書室」の料金区分について、他の研修室、講習室等と同様の料金区分に変更し、料金体系の統一を図るとともに、研修室等の使用料金は「基本使用料」と、冷暖房使用に係る料金は「冷暖房使用料」とし、分かりやすい表記に改めております。

なお、使用料の改正につきましては、令和8年4月1日からとなります。今後ともサンライフ笠岡の利用につきまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【変更前】

使用料

(単位 : 円)

区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前 9 時～ 午前 12 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
第一研修室	冷暖房使用時	1, 620	2, 170	1, 620	3, 790	3, 790	5, 410
	上記以外	1, 310	1, 750	1, 310	3, 060	3, 060	4, 370
第二研修室	冷暖房使用時	760	1, 080	760	1, 840	1, 840	2, 600
	上記以外	650	870	650	1, 520	1, 520	2, 170
第一講習室	冷暖房使用時	640	960	640	1, 600	1, 600	2, 240
	上記以外	540	760	540	1, 300	1, 300	1, 840
第二講習室	冷暖房使用時	2, 920	4, 010	2, 920	6, 930	6, 930	6, 930
	上記以外	2, 300	3, 180	2, 300	5, 480	5, 480	7, 780
多目的ホール	冷暖房使用時	2, 020	2, 810	2, 020	4, 830	4, 830	6, 850
	上記以外	1, 620	2, 270	1, 620	3, 890	3, 890	5, 510
教養文化室及び図書室		1人1回につき 100					

備考 営業の目的で使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に5割相当額を加算する。

【変更後】令和8年4月1日～

使用料一覧

区分		一般利用			営業利用		
		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時
第一研修室 (定員54)	基本使用料	2, 120	2, 830	2, 120	3, 180	4, 245	3, 180
	冷暖房使用料	310	420	310	465	630	465
第二研修室 (定員24)	基本使用料	1, 030	1, 410	1, 030	1, 545	2, 115	1, 545
	冷暖房使用料	110	210	110	165	315	165
第一講習室 (定員20)	基本使用料	860	1, 240	860	1, 290	1860	1, 290
	冷暖房使用料	100	200	100	150	300	150
調理室 (定員40)	基本使用料	1, 890	2, 610	1, 890	2, 835	3, 915	2, 835
	冷暖房使用料	620	830	620	930	1, 245	930
多目的ホール	基本使用料	2, 420	3, 380	2, 420	3, 630	5, 070	3, 630
	冷暖房使用料	400	540	400	600	810	600
和室	基本使用料	1, 250	1, 750	1, 250	1, 875	2, 625	1, 875
	冷暖房使用料	140	280	140	210	420	210
図書室 (定員4)	基本使用料	370	510	370	555	765	555
	冷暖房使用料	40	80	40	60	120	60

備考 営業の目的で使用する場合の使用料は、一般利用額に5割相当額を加算する。

経過措置 改正後の条例の規定は、施行日後に許可し、又は納付する使用料について適用し、施行日前に許可し、又は納付した使用料については、なお従前の例による。